

情報セキュリティ基本方針

1. はじめに

この方針は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「センター」という。）が保有する情報資産を適正に管理運用するため、セキュリティ管理として、情報資産の機密性、完全性、可用性の維持への取り組みの基本的事項を定めたものである。

2. 適用範囲

この方針はセンターの業務に従事する常勤役員、職員、嘱託職員、臨時職員及び派遣職員（以下「役職員等」という。）、情報資産を利用する者すべてとする。

この方針の適用を受けるものは、情報資産を利用に際し、この方針に適合させるとともに、別に定める運用と利用に関する手順を遵守しなければならない。

3. 情報セキュリティ管理体制

センターに情報セキュリティ統括責任者を置き、全部門横断的に情報セキュリティを管理推進するための組織を確立する。

4. 情報セキュリティ対策

センターは、情報セキュリティ対策として次の事項を実施する。

4.1 情報資産の分類と管理

管理責任のある情報資産を明確にするとともに、機密性、完全性、可用性に応じて分類し、当該分類に応じて適切なセキュリティ対策を実施する。

4.2 人的セキュリティ

適用対象者に対してどのような権限と責任を持っているかを明らかにするとともに、ポリシーの周知徹底と情報セキュリティを確保するための力量を維持するのに必要な教育を実施する。

4.3 物理的セキュリティ

事務所、サーバ室等の情報処理施設への不正アクセスや、サーバ、パソコン等の安全な設置、管理のために必要な物理的対策を講じる。

4.4 技術的セキュリティ

サーバ・パソコンの堅牢化、アクセス制御、ウイルス等不正ソフトウェア対策、ネットワークへの不正アクセス対策を講じる。

4.5 供給者関係におけるセキュリティ

センターが保有する情報資産に対する供給者のアクセスを特定し、情報セキュリティリスクを軽減するための対策を実施する。

4.6 運用上のセキュリティ

情報システムの監視、バックアップ、外部委託の管理等、この方針及び情報セキュリティ関連規程を実践するための運用を確実にする。また、情報セキュリティポリシーの違反や情報セキュリティインシデント発生時に適切に対応するための手順や緊急対応計画を策定し、実践する。

5. 情報セキュリティ目的

適用範囲の対象組織は、セキュリティ活動を行うにあたって、それらの活動がこの方針及び情報セキュリティ関連規程を遵守するように情報セキュリティ目的を確立し、実践する。

6. 内部監査

センターは、この方針及び情報セキュリティ関連規程の遵守状況を検証するため、情報セキュリティの内部監査を実施する体制を整備し、定期的又は必要に応じて実施する。

7. 評価・見直し、改廃

センターは、ISMS の適切性、妥当性及び有効性を継続的に評価し改善する。

また、この方針及び情報セキュリティ関連規程は、組織の内外の変化に対応するために必要に応じて見直しを行い、改善する。

なお、この方針及び情報セキュリティ関連規程の改廃は、情報セキュリティ委員会事務局が起案し、稟議（手続き）により、情報セキュリティ統括責任者が決裁する。

8. 法令遵守

適用範囲の対象者は、情報資産の取扱いに関し、この方針及び情報セキュリティ関連規程のほか、各種関係法令、社会的慣例、ポリシー、実施規程、実施手順等を遵守する。

9. 懲戒

適用範囲の対象者が、この方針及び情報セキュリティ関連規程に違反する行為を行った場合、センターは就業規則の規定に従うものとする。

令和4年12月21日制定
公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター